|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| **（本制度研修会等の受講申込要件）**  第5条　前条第2項から第4項の受講申込み要件は、次に掲げるとおりとする。  　2　認定基礎研修会  （1）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を持っていること。  （2）日本訪問リハビリテーション協会の会員であること。  3　認定技術研修会および認定応用研修会  （1）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を持ち、5年以上の実務経験があること。  （2）訪問リハビリテーション活動の実務経験が3年以上あること。  （3）日本訪問リハビリテーション協会の会員であること。  4　受講申込みの手続きについては、別に定めるものとする。  **（附則）** 本要綱は、平成25年6月9日から施行する。  本要綱は、平成26年4月1日から施行する。 | **（本制度研修会等の受講申込要件）**  第5条　前条第2項から第4項の受講申込み要件は、次に掲げるとおりとする。  　2　認定基礎研修会  ~~（1）~~削除理学療法士、作業療法士、言語聴覚  士のいずれかの国家資格を持っていること。  ~~（2）日本訪問リハビリテーション協会の会員~~  ~~であること。~~（削除）  3　認定技術研修会および認定応用研修会  （1）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を持ち、5年以上の実務経験があること。  （2）訪問リハビリテーション活動の実務経験が3年以上あること。  （3）日本訪問リハビリテーション協会の会員であること。  4　受講申込みの手続きについては、別に定めるものとする。  **（附則）** 本要綱は、平成25年6月9日から施行する。  本要綱は、平成26年4月1日から施行する。  本要綱は、平成28年2月14日から施行する。 |

認定訪問療法士　要綱　新旧対照表

認定訪問療法士　要綱　細則　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| **（認定研修会の内容等）**  第2条　要綱第4条第2項から第4項の内容等は、次に掲げるとおりとする。  　2　　省略  　3　第3項の認定技術研修会は、フィジカルアセスメント、生活環境におけるリスク回避のKYTおよび演習、精神・認知・摂食嚥下・呼吸障害、一次救命処置などの実技を主とし、2日間の計13時間の履修時間とする。  　4　第4項の認定応用研修会は、リーダーシップ、管理運営、疾患別の事例提示、グループワークとし、2日間の計12時間30分の履修時間とする。  **（受講申込み手続き）**  第4条　要綱第5条を満たした本協会会員（以下、会員）は、定められた期間内に受講申込み手続きをする。また、認定技術研修会の受講申込みは、次に掲げる様式を提出するものとする。なお、要綱第4条の認定研修会は、第2項、第3項、第4項の順に受講するものとする。  　2　履歴書（様式1）  　3　就業証明書（様式2）  **（認定更新の要件および申請手続き）**  第6条　要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、10,000円とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。  　2　提出様式  　（1）認定訪問療法士申請書（様式3）  　（2）事例報告書（様式4）を2例  　（3）本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを1部  **（附則）** 本要綱は、平成25年6月9日から施行する。  本要綱は、平成26年4月1日から施行する。 | **（認定研修会の内容等）**  第2条　要綱第4条第2項から第4項の内容等は、次に掲げるとおりとする。  　2　　省略  　3　第3項の認定技術研修会は、フィジカルアセスメント、住宅環境調整、リスク回避のKYTおよび演習、精神・認知・摂食嚥下・呼吸障害、一次救命処置などの実技を主とし、2日間の計13時間の履修時間とする。  　4　第4項の認定応用研修会は、リーダーシップ、研究法、管理運営、疾患別の事例提示、グループワークとし、2日間の計12時間30分の履修時間とする。  **（受講申込み手続き）**  第 4 条 要綱第 5 条を満たした者は、定められた期間内に受講申込み 手続きをする。また、認定技術研修会の受講申込みは、次に掲げる様式を提出するものとする。 なお、要綱第 4 条の認定研修会は、第 2 項、第 3 項、第 4 項の順に受講するものとする。  2 履歴書（様式 1）  3 就業証明書（様式 2）  4 認定基礎研修会受講証明書の写し（交付を受けた者に限る）  **（認定更新の要件および申請手続き）**  第6条　要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、10,000円とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。  　2　提出様式  （1）認定訪問療法士申請書（様式 3）  （2）本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを 1 部  （3）以下（1から4）から1つ選択  1　事例報告書（様式４）2事例  2　事例報告書（様式４）1事例と活動  報告書（様式５）１例  3　事例報告書（様式４）1事例と認定  訪問療法士更新ポイント報告書30  ポイント以上  4　活動報告書（様式５）1例と認定訪  問療法士更新ポイント報告書30ポ  イント以上  なお、更新ポイントについては、別  に定めるものとする。  **（附則）** 本要綱は、平成25年6月9日から施行する。  本要綱は、平成26年4月1日から施行する。  本要綱は、平成28年2月14日から施行する。 |